

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社シンコウファーネス	代表者氏名	上原 順二
主たる営業所の所在地	尼崎市水堂町三丁目16番地9号		
許可番号	兵庫県知事（般-3） 第 219144 号	許可を受けている建設業の種類	土木工事

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年 3 月 6 日	処分を行った者	兵庫県阪神南県民センター
根拠法令	建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項		
処分の内容			
建設業法第 29 条の 2 第 1 項に基づく建設業許可の取消し			
処分の原因となった事実			
株式会社シンコウフェーネスの営業所の所在が確知できないため、その旨を令和 5 年 1 月 31 日付け兵庫県公報で公告したが、公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者からの申出はなかった。 このことは、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当する。			
その他参考となる事項			